

氷見市農業委員会 定例総会議事録
(令和7年度10月度)

- 1 日 時 令和7年10月1日 (水)
開会：午後2時55分 閉会：午後4時00分
- 2 場 所 氷見市庁舎301会議室
- 3 出席委員 15名
1番 三島 幸浩 2番 兩國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎
10番 吉田 純夫 11番 森 久志 12番 高木 良治
13番 山本 善榮 14番 浮橋 勉 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 題 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
3件
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見
を付する件 2件
- 6 出席した事務局等職員 2名
局長 中川 道郎 主査 川上 一弘
- 8 総会の概要
はじめに、会長挨拶後、農業委員会憲章の朗読を**委員の主唱により、全員で唱和。会長が議長として進行し、委員全員の出席により、総会は成立していることを報告した。議事録署名委員として、**委員、**委員を指名した。
- 議長 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件3件について、議長が事務局に説明を求めた。
- 事務局 (番号2番から3番まで説明した。番号1は先月の保留案件)
- 議長 事務局説明後、議長が意見を求めた。
- 事務局 番号1について、**委員、ご意見をお願いします。
- **委員 番号1の件について、地区の区長たちと話をしました。
農地を取得するならば、

- ・農地の維持管理のため、地区の江堀、草刈りなどに参加していただきたい。
- ・農地に盛土する場合には自治会長に相談していただきたい。
- ・面積に応じた圃場の維持費用を負担していただきたい。

とのこととなり、3条許可申請書に追加して、この条件に関する承諾書を十二町地区と本農業委員会へ提出していただきたいとの考えになりました。

今後、この農地の所有者と話し合いをし、この外国人にこの農地を渡さなければならぬのか、ほかの人に譲り渡す方法はないのか話し合いをすることとなっています。

地元では、この譲受人が農業の実績に乏しく中古車販売業の方ということで、中古車の資材置場にされるのではないか、資材置場となった際、油などが川に流れ出るのではないかと懸念しています。

もう少し、この農地の所有者と話し合いするとともに、この外国人に農地を譲り渡すことで決まっているならば、譲受人から十二町地区の農業者として遵守すべき内容の承諾書の提出をいただく時間を経て、本総会にて許可するかどうかの判断をいただきたいので、今月もこの案件を保留していただき、来月にご判断いただきたいです。

事務局

この譲受人について、高岡市農業委員会へ無断転用や資材置場で住民とトラブルになっていることがあるか尋ねましたが、ないと回答でした。

議長

それでは番号1については、今月も保留することとし、来月に判断することとします。そのほかについては、どうですか。

＊＊委員

番号2の譲受人は、農業実績はあるのですか。農業用の機械などお持ちなのですか。

事務局

書類上、本人は農作業歴があり、機械はリースで使用することです。

＊＊委員

番号2の譲受人は、市内にいくつも農地を持っておられるようですが、農業をしていないのではないかですか。自分が担当する地区にも農地を持っておられますか。全然耕作しておらず、草が生い茂る状態となっています。

＊＊委員

自分の担当する地区にも農地を持っておられますか。営農組合に耕作を任せるだけで、農業をしている方とは思えない。

＊＊委員

書類上、農業をしたいと言っているかもしれないが、農地法第3条の許可の基準に当てはまらないのではないか。

事務局 この2番の案件は、県外に住む農地の所有者が農地を管理できず、譲受人を探した結果、この譲受人がもらっていただけるということになったものです。

3条許可申請の書類には、この譲受人の農業への意欲が書かれていますが、この譲受人が農業をするかどうか疑念あるということならば、1番の案件の外国人が農地を取得したいという案件と内容は同じだと考えられます。

＊＊委員 3条許可申請の際、区長はその内容を知らないのか。

事務局 3条許可申請、農地の貸し借りや所有権移転の際には区長印の書類の提出を求めていません。農地転用の際には区長印の書類の提出を求めていきます。

＊＊委員 みなさんこの譲受人が、真の農業者であるか疑念を抱いているので、この譲受人に、現在、所有している農地の耕作実績の提出を求めるべきではないか。その耕作状況を見てから判断すればどうか。

議長 2番は既存の耕作状況がわかる書類を提出していただき、許可すべきか判断することとしましょう。ほかにご意見はないですか。

＊＊委員 3番の農地は公道と面していないのではないか。民地に囲まれているのではないか。

事務局 3番の農地に行く際、農道、赤線があり、全部、民地に囲まれている場所ではありませんでした。現況は、プチトマトが植えられていました。

議長 ほかにご意見はないですか。意見がなければ、1番と2番を保留とし、3番を許可することとしますが、ご異議ありますか。

(異議なし)

議長 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件3件のうち、番号3は許可とし、番号1と番号2については、来月の総会まで判断を保留することとします。

議長 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件2件について、議長が事務局に説明を求めた。

事務局 (事務局が説明、現地調査は農振除外の際に行っているため、今回は農

業委員の現地調査を省いたことを説明した。)

＊＊委員 この総会資料に公図の写しが添付されているが、土地の境界線が不鮮明でわかりにくい。

事務局 申し訳ありません。次回から気を付けます。

議長 議長は、ほかに意見を求めたが意見がなかったため、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件 2件について、原案のとおり、許可相当の意見を付して県へ進達することとした。

以上で氷見市農業委員会10月度定例総会を終了とした。

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年10月1日

議長

署名委員

署名委員